

令和元年度市町決算に基づく健全化判断比率等（確報値）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、各市町及び公営企業会計を有する一部事務組合において算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、同法に基づく議会報告及び公表の手続きが終了し、確報値として県に報告されましたので、同法第3条第4項及び第22条第3項の規定に基づき、その概要を公表します。

1 算定結果（確報値）

(1) 健全化判断比率

- 全市町が、初回算定（平成19年度決算）以来、各比率とも早期健全化基準を下回った
- 赤字を生じた団体はなく、実質公債費比率は初回算定以降12年連続で低下したものの、将来負担比率の平均については、2年ぶりに上昇した

区 分	算定結果	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	○全市町とも実質赤字額なし ※平成19年度決算以降、13年連続	11.25% ～15%(※)	20%
連結実質赤字比率	○全市町とも連結実質赤字額なし ※平成20年度決算以降、12年連続	16.25% ～20%(※)	30%
実質公債費比率	○県平均 6.9%（対前年度 0.3 ㊦低下） 〔 低下：13市町 上昇：5市町 〕 〈参考〉 最小：阿武町(▲1.2%)～最大：平生町(12.7%)	25%	35%
将来負担比率	○県平均 43.1%（対前年度 1.5 ㊦上昇） 〔 低下：9市町 上昇：6市町 〕 〈参考〉 最小：萩市・防府市・上関町・阿武町(－%) ～最大：平生町(148.2%)	350%	—

※1 早期健全化判断基準は、標準財政規模に応じ市町ごとに異なる。

2 平均値は加重平均（以下同じ）

(2) 資金不足比率

- 資金不足を生じた特別会計はなし（対前年度1会計減）
- 資金不足比率が経営健全化基準以上の特別会計はなし（前年度同数）

2 各団体の状況

(1) 健全化判断比率

(単位 %)

健全化判断比率 市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下関市	— (11.25)	— (16.25)	9.8 (25.0)	82.2 (350.0)
宇部市	— (11.56)	— (16.56)	3.8 (25.0)	28.6 (350.0)
山口市	— (11.32)	— (16.32)	5.1 (25.0)	37.4 (350.0)
萩市	— (12.63)	— (17.63)	6.3 (25.0)	— (350.0)
防府市	— (12.20)	— (17.20)	3.5 (25.0)	— (350.0)
下松市	— (13.10)	— (18.10)	3.0 (25.0)	28.8 (350.0)
岩国市	— (11.60)	— (16.60)	4.1 (25.0)	1.7 (350.0)
光市	— (12.99)	— (17.99)	8.1 (25.0)	50.5 (350.0)
長門市	— (13.03)	— (18.03)	7.3 (25.0)	26.0 (350.0)
柳井市	— (13.40)	— (18.40)	10.4 (25.0)	59.0 (350.0)
美祢市	— (13.40)	— (18.40)	10.9 (25.0)	26.4 (350.0)
周南市	— (11.57)	— (16.57)	8.6 (25.0)	91.0 (350.0)
山陽小野田市	— (12.62)	— (17.62)	8.1 (25.0)	69.1 (350.0)
周防大島町	— (13.53)	— (18.53)	11.7 (25.0)	51.2 (350.0)
和木町	— (15.00)	— (20.00)	6.8 (25.0)	61.5 (350.0)
上関町	— (15.00)	— (20.00)	9.2 (25.0)	— (350.0)
田布施町	— (15.00)	— (20.00)	11.8 (25.0)	53.4 (350.0)
平生町	— (15.00)	— (20.00)	12.7 (25.0)	148.2 (350.0)
阿武町	— (15.00)	— (20.00)	-1.2 (25.0)	— (350.0)
平均			6.9	43.1

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表記しています。
- 2 括弧内には各市町の早期健全化基準を記載しています。
- 3 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の平均は、全市町において比率がないため、算定していません。

(2) 資金不足比率

地方公共団体の名称	公営企業会計の名称	資金不足比率(%)
下関市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	ボートレース事業会計	—
	臨海土地造成事業特別会計	—
	渡船特別会計	—
	市場特別会計	—
	観光施設事業特別会計	—
	漁業集落環境整備事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
宇部市	水道事業会計	—
	交通事業会計	—
	下水道事業会計	—
	食肉センター事業特別会計	—
	中央卸売市場事業特別会計	—
	地方卸売市場事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
山口市	水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	農業集落排水事業会計	—
	漁業集落排水事業会計	—
	国民宿舎特別会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	鑄銭司第二団地整備事業特別会計	—
萩市	水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	下水道事業会計	—
防府市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	青果市場事業特別会計	—
	と場事業特別会計	—
下松市	水道事業会計	—
	簡易水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	国民宿舎特別会計	—
岩国市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	下水道事業会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	周東食肉センター事業特別会計	—
	観光施設運営事業特別会計	—
	錦帯橋管理特別会計	—
	市場事業特別会計	—

光市	水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	介護老人保健施設事業会計	—
	下水道事業特別会計	—
長門市	水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	湯本温泉事業特別会計	—
柳井市	水道事業会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
美祢市	水道事業会計	—
	病院等事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	観光事業特別会計	—
周南市	水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	介護老人保健施設事業会計	—
	モーターボート競走事業会計	—
	下水道事業会計	—
	地方卸売市場事業特別会計	—
	国民宿舎特別会計	—
山陽小野田市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	地方卸売市場事業特別会計	—
	下水道事業会計	—
周防大島町	水道事業特別会計	—
	病院事業特別会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	下水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
	渡船事業特別会計	—
和木町	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
上関町	簡易水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
	航運事業特別会計	—
	風力発電事業特別会計	—
田布施町	下水道事業特別会計	—
平生町	下水道事業特別会計	—
	漁業集落環境整備事業特別会計	—
阿武町	簡易水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—

田布施・平生水道企業団	水道事業会計	—
熊南総合事務組合	馬島・佐合島航路事業特別会計	—
柳井地域広域水道企業団	柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計	—
宇部・阿知須公共下水道組合	宇部・阿知須公共下水道組合会計	—
田布施・平生水道企業団	水道事業会計	—
熊南総合事務組合	馬島・佐合島航路事業特別会計	—
柳井地域広域水道企業団	柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計	—
宇部・阿知須公共下水道組合	宇部・阿知須公共下水道組合会計	—

備考

- 1 資金不足比率がない場合は、「—」と表記しています。
- 2 経営健全化基準は20%です。（ただし、公営競技を行う地方公営企業法適用企業については0%〔下関市ボートレース事業会計及び周南市モーターボート競走事業会計が該当〕。）